

臨時ごみ

引っ越しや大掃除などで臨時に出る多量ごみは市では収集しませんので、自分で直接持ち込まれるか市が許可した業者に依頼してください。資源物も同様です。

(不明な点は下記の連絡先にお問い合わせください。)

①施設への持ち込みについて

→ リレーセンター TEL 62-0647 FAX 62-0672

②業者に依頼する場合

→ 環境保全課 TEL 63-1370 FAX 63-1376

ボランティア清掃ごみ

ボランティア清掃ごみとは、公共の場所(道路、河川、公園など)の清掃活動に伴って出るごみです。(自宅の敷地内など公共の場所以外から出るごみは該当しません。)

市民の皆さんや団体(市民団体、企業など)がボランティア清掃を実施される時は、環境保全課までお知らせください。ボランティア清掃シールを無料で配布しています。

環境保全課 TEL 63-1370

○ボランティア清掃活動届を環境保全課へ事前にお届けください。
収集するごみ袋が5袋を超えるときは、環境保全課に申し出てください。
なお、5袋以内の場合は通常収集する路線に出してください。

○ボランティア清掃で出たごみの出し方
ボランティア清掃で出たごみは市販の透明ビニール袋を使ってください。「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」に分けて、ボランティア清掃シールを貼って出してください。
(ボランティア清掃シールが貼ってないものは収集しません。)
※ボランティア清掃ごみは施設に直接搬入することもできます。搬入する場合は環境保全課までご連絡ください。

紙おむつシール

1歳未満の乳児(荒尾市に住民票を有する方のみ)や、荒尾市家庭介護用品給付事業の紙おむつ給付対象者及び荒尾市日常生活用具給付事業の紙おむつ支給を受けている方は、申請により紙おむつ専用シールを配布しています。

汚物を取り除いた紙おむつを市販の透明袋に入れて、シールを貼って**燃えるごみの日**に出してください。



○1歳未満の乳児の方

紙おむつシール交付申請書を環境保全課に提出してください。

○介護用品給付紙おむつ給付対象者、日常生活用具給付紙おむつ給付対象者については福祉事務所にお問い合わせください。

不法投棄は犯罪です！！

廃棄物をみだりに捨てることは、法律で禁止されています。

これに違反した者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処され、又は併科されます。

※法人にあっては、3億円以下の罰金に処されます。

土地所有者、管理者の方は不法投棄に巻き込まれないよう、土地の適切な管理をお願いします。

野焼きは禁止されています！！

廃棄物の野外焼却(野焼き)は、廃棄物処理法で禁止されています。

(例外規定もありますが、近所迷惑になった場合などは、法令違反とみなされる場合もあります。)

